

平成 20 年 3 月

保証料率及び延滞保証料率の改定について

今般、平成 20 年 4 月 1 日より独立行政法人農林漁業信用基金の保険料率が改定されることを踏まえ、当協会の保証料率および延滞保証料率を下記のとおり改定することといたしました。

業界を取り巻く情勢が依然として厳しい中での保証料率等の改定ですが、会員の皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 改定の概要

- (1) もっとも利用されている出漁資金（その他一般資金）について、保証料率を現行の 0.80% から、0.85% に改定いたします（20 トン以上の場合）。
- (2) 現行の「その他一般資金」のうち「経営安定資金」について、新たに保証料率を設定することとし、その水準は借替緊急融資資金並みの 0.98% といたします。
- (3) 上記にかかる延滞保証料率については、各々の保証料率の 2 倍といたします。
(従来どおりの考え方)

(参考資料) 別紙「保証料率改定の主要な内容」

2 実施予定日

平成 20 年 4 月 1 日保証実行分より適用いたします。

以上